

(公開用)

請負代金内訳書の取扱いについて

1 対象工事

契約書を作成する全ての工事

2 内容及び書式

(1) 内容

請負代金の内訳を表示したもの

工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)の事業主負担額(以下「法定福利費」という。)を明示するものとする。明示にあたっては、工事価格に対して内訳明示することによりよいものとする。

(2) 書式

- ・ 要領等で指定する様式
- ・ 静岡県大井川広域水道企業団が別途指定する書式
- ・ 請負者の独自様式(静岡県大井川広域水道企業団が指定する様式等と同一内容の請負代金内訳を記載したもので、静岡県大井川広域水道企業団が承諾したもの)
なお、本取扱いで示す書式例については、静岡県大井川広域水道企業団ホームページに掲載するので参照する。

3 提出

対象工事の請負者は、静岡県大井川広域水道企業団建設工事執行に関する規程第20条の3により、請負契約締結後10日以内に提出しなければならない。

附 則

この取扱いは令和元年11月1日以降、入札公告又は指名通知を行う案件から施行する。

静岡県大井川広域水道企業団建設工事執行に関する規程

(工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)

第20条 (略)

2 (略)

3 請負者は、契約担当者から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

<参考>

様式第〇号 用紙（日本工業規格A4判縦型）

請負代金内訳書

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名 （法人にあつては代表者氏名）

1 工 事 名

2 工事場所

3 請負代金内訳

(1) 工事費内訳表

工種区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接工事費					
共通仮設費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等					
工事価格					

(2) 法定福利費

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の
法定の 事業主負担額 円